

工場立地に関する準則の一部改正について

平成23年12月
地域経済産業グループ
立地環境整備課

1. 工場立地法、工場立地法準則（告示）の概要

（1）工場立地法の概要

工場立地法（昭和34年法律第24号）は、工場等と周辺生活環境との調和の観点から、工場等の新增設を行う際、一定割合での生産施設の設置や、緑地等の整備を義務付け、その内容について工場等の設置場所を管轄する都道府県知事等に届け出ることを義務付ける等の措置を講じている。

（2）工場立地に関する準則の概要

工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「準則」という。）は、工場立地法第4条第1項に基づき、生産施設や緑地等の敷地面積に占める割合及び配置等に係る基準を示すものである。

2. 改正に至った経緯

○太陽光発電施設設置に係る緩和要望

東日本大震災による電力需給逼迫等を契機に、エネルギーを巡る内外の経済的社会的環境の変化及びエネルギー源として再生可能エネルギーを利用することの重要性が一段と高まっている。

こうした流れの中で、太陽光発電施設に対する関心が高まっており、現時点でも国内各地で設置に向けた積極的な動きが見られている。また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」の成立により、新たな電力供給手段としての設置加速化が予想される。

現在、工場立地法において、太陽光発電施設は「電気供給業」に分類され、生産施設面積率の上限50%という規制が適用されているが、この経緯としては、当初、「電気供給業」は火力発電施設等を前提として基準を設けていたことが挙げられる。

太陽光発電施設は火力発電施設等と異なり、その稼働時に、環境汚染物質や二酸化炭素等の環境負荷物質の排出がないという特質性を有しているものの、まだ当該施設そのものへの違和感や不安感、或いは景観悪化の懸念といった声もあることから、生活環境への負荷にも配慮した規制内容にすることが必要であると考えられる。

そこで、太陽光発電施設設置拡大の動きとその特質性を踏まえ、工場立地法における太陽光発電施設の取扱について、平成23年11月17日に産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において検討を行い、工場立地に関する準則別表1を「3. 改正内容」のように改正することが望ましいという結論を得たものである。

3. 改正内容

○工場立地に関する準則の改正内容

準則別表第1中第5種の「電気供給業」から「太陽光を変換して得られる電気を供給するもの」を除き、「電気供給業（太陽光を変換して得られる電気を供給するものに限る。）」の区分を第9種として新設し、その生産施設面積率の上限を75%とする。

4. 施行日

平成24年1月下旬を予定。